

岡本韋庵『修身偉蹟』翻刻・訳注（上）

有馬 卓也

はじめに

『修身偉蹟』は、岡本韋庵が残した写本の一つで刊本はない。筆写年代は不明。上下二冊、四篇より構成されている。箴言等はなく、説話のみ（日本と中国のみ）で構成された修身書である。四篇のタイトルと収録説話数は次の通り。

上冊 明倫第一 39

下冊 立志第二 32 修身第三 9 厚德第四 16 （全 96 話）

筆者はここ数年、岡本の夫婦論や女子教育論を中心に、彼の修身教育に関わる資料の翻刻・訳注を製作してきた。主な論稿は以下の通りである。

・岡本韋庵『女訓新書』翻刻・訳注（『東洋古典学研究』47、2019）

・明治初期の教育と海外知識—岡本韋庵を中心に—

『講座 近代日本と漢学（第五卷）』所収、戎光祥出版、2019）

・岡本韋庵『小学新編』敬和第三・訳注（『東洋古典学研究』49、2020）

明治という時代は、家・夫婦・女性の在り方の再検討が求められた時代であったと言つてよい。それは家庭における女性の役割の変

化に伴う自然な流れであった。岡本韋庵も『要言類纂』居家第五（明治12）・『小学新編』敬和第三（明治15）・『鉄鞭』長編上夫婦（明治34）などの刊本で夫婦について論じ、また多くの女性たちの実例を『義勇芳軌』（明治18）・『大日本中興先覚志』（明治34）・『日本維新人物志』（明治36）などの史書で紹介し、さらに『女訓新書』を始めとした未刊行修身書も多数残している。それは儒教的家族倫理の見直しであるはずだが、多くの修身書・女訓書が儒教的枠組みから脱却し切れていないのも事実である。これは思想家の問題というよりは、明治という国家の反映と考えた方がよさそうである。

本『修身偉蹟』は、その流れの一書であり、他の修身書と共通する説話も多く、関連も深い。

先に示した諸書とともに、岡本の修身教育・女子教育については近いうちにまとめを行う予定である。

【凡例】

- 一、原本は徳島県立図書館蔵（岡本韋庵先生蔵書及著作目録1―3・158（255・256）。和綴本二冊。ともに24.0糎×17.0糎）。
- 一、本文は漢字・片仮名交じり文で墨筆され、朱及び墨による修正が入っている。本稿では訂正後のものを翻刻した。ただし行間に記された修正後の文字が判読不能であったり、訂正後の文意が通じなかったりする部分もいくつか存する。その場合は、意味が通じる訂正前の文を採用し、その旨注記した。
- 一、明らかに誤りである表記は、修正して注記した。
- 一、旧字・俗字は新字に改めた。
- 一、判読不能な文字は■で表記した。
- 一、難読字には必要に応じてルビを施した。
- 一、便宜上、各条ごとに通し番号を付し、主人公名を表題として示した。中国の説話については表題の下に（中国）と記した。
- 一、必要に応じて語釈を施したが、最小限に止めた。

【訳注】

修身偉蹟・上

明倫第一

(1) 応神天皇

応神天皇は天性至孝にましまし、皇太后の摂政三年に皇太子に立ちたまひしより、六十九年の四日に太后の稚櫻宮に崩じたまへるま

で六十年を経るに、一日の如く東宮に在して、間言あるを聞くものなく、又その不平の色あるを見るものなかりけり。聖心を原ぬるに殆ど身を終ふるまで孝養を尽くすをもて至樂となしたまへるもの如し。皇后の摂位四十七年の四月に百濟王より其臣久氏・弥都流・莫古といふものたるを来朝臣せしめたるとき、新羅使人も俱に來られたり。太后 天皇と与に大に喜びたまひ、「是は先皇が切に望みたまひながら、見るに及ばざるものなるに、今や来朝せられぬといふを聴て羣臣ども感泣せざるものなかりし」といふ。先皇より此に至るまで、斯の久遠の歳月を経たるに追思したまへること、此の如きは虞舜に過ぎたるものあり。新羅・百濟の化を慕へるも当然なりといふべし。

(2) トリ

享保の頃に三河国額田郡古部村にトリといふ女あり。家貧しくして父母を養ふに勞しければ、常に人に雇はれ、賃錢を得て朝夕の烟をたてたりしが、其の後に父病ひに臥しけるにより、医薬の費えもおほからならで、困迫を極めたりしかば、暁霜をふみて薪を山林に採り、岡崎の市に鬻ぎ、其の価もて療養の資とせり。古部「①」より岡崎までは三里半といふ路なるに、男子も担ふに苦しむほどの重荷を負ひつつ、日々に通ひ、又葉を求めんとて、屢七里を隔てたる池鯉鮒に往來するを咫尺の間の如くに思ひなし、勉めいそしみ、父母の衣は暑寒の節を失はざるやうに設け營めども、未だ夜具を具ふること能はざりしゆえ、寒夜には草を聚めて夜具に代へ、自ら膚もて父母を暖め、夏日は樹葉を編みて扇とし、夜すがら蚊を駆りて父

母を安眠せしめたり。領主聞きて歳ごとに三口の棒米を賜ひ、篤孝を賞せられ、齡の稍長くるまで独身にてありしかば、同保のもの勸めて夫を迎へしめけり。トリ君恩を忘却せず、領主の逝せられし時に、米薪を香大院に奉り、且日ごとに詣でて墓前に拝礼すること身を終ふるまで闕くことなし。後また領主よりトリが父の典売せし田畠山林を購ひ還して、永く租賦を免じ、トリが孝行を旌表せられしとぞ。

①もと「石部」に作るが「古部」に改めた。

(3) キイ

播磨国完栗郡三方町にキイといへる女子あり。母は疾く亡せ、父も病みて躄となりしが、兄弟もなく親族もなく、極めて貧しければ、朝夕の煙もたてかぬる許りなるに、キイは種々に辛苦して父の養ひを闕くことなかりけり。ある日近隣に住みけるもの、キイを見て「御事は孝行なるのみならず、才智も人に勝ぐれ、憂き業にも辛抱したまへり。若し男に見へて一家をまかなひなば、今日の如き辛苦の嘗をせで、大人を養ふべく、大人も安心したまふべきに、なごて左はしたまはぬぞ」といひければ、「一身を委ぬべきものと兼りぬ。既に身を夫に任せながら、我が親を我が心のままに養ひ得べきものあらんや」と答へけるを、聞くもの感称せざるはなかりしとぞ。此の郡を治めける池田某といふもの、その孝を聴きて深く憐みを垂れ、年ごとに若干の米を与へければ、後には安心して父を養ひ終りけるとなむ。

(4) マス

備中国山路村の農民犬飼源六が伯母マスといふもの、幼きときより心ただしく、父母および弟とも病み臥して一戸の活計たちがたかりしが、マス縫裁の業に長じたりしかば、昼夜となく近村を奔走し、賃銭を得て朝夕の烟をたて、葉餅を買ひ専ら孝養を尽くしけり。マス性質貞一にして習字絲竹の道にも勝れたれば、ここかしこより娶らんと請ふもの多しといへども、さらにうけがはず、「妾もし他家に適がば、病牀なる父母と弟とをいかにせむ」といひて、十九二十の盛年を空しく過ごし、一日だに貌つくりせしこともなく、四十七歳に及びしとき、父身まかり、弟に家を継がせ妻を迎へしめしに、男子を生みければ、少しく安心するやうになりぬるに、ほどなく弟の妻もなくなり、更に一人にて病母病弟を看護し、旁ら幼児を養育したりけり。これよりいとど艱難を極めたれども、さらに志を撓ませず、早晨に起き夜半に寝子て、力を尽くし嫁ぎしままに、いつのほどにか家産を興し、一二反の田畠をも買ひ得るに至りしが、既に六十に余れる媼となりて、八十余の老母を扶持し、病弟幼児を愛育して数十年の星霜を経るに、少しも怠ることなく、暇ごとに縫織・習字・絲竹の業を近付の少女に教へつつ、身を休め心をたのしましむるひまとしては更にあらざるを、県庁にもいたく感賞せられたり。後に小学校女子の助教となれりとぞ。

(5) クニ

長門国阿武郡萩の南庁河町に明石弥十郎といふ者あり。妻をモトといふ。二女子あり。姉をクニといひ、妹をリンといふ。リンが生

まれしときより、母モト腰痛を患へ、七年ばかりがほど病牀に在りて、終に躰たいとなりけり。又その病に罹りしより、乳汁いでずなりしかば、クニ・リンを抱きありきて、ここかしこに乳を貰ひつつ育てけり。家もとより貧しければ、弥十郎はいささかの物あきなふて朝より出で暮るるまで帰らず。昼の間はクニ一人にて、幼きものながら、足なへたる母の側を離れて孝養を尽くし、齡十六七になりしかど、容色を粧まよはず、衣服を食らず、母の病ひにのみ看待したりけり。其の家もとより浄土宗なりしが、大日比浦なる西念寺は路のほど八里許ぼちもあれど、母その寺の住持法道に帰依して詣でまほしき由いへりしかば、クニ介抱して浜崎といふ所より船にて伴ひ行けり。

是は弘化三年の事にて、その年より安政九年まで十一年の間、一年も缺かず詣でけり。其の詣づる時は、いつも大日比に近き瀬戸崎浦なる八阪神社の祭礼の頃なりしかば、父の弥十郎をも勧め氏子の祭事に要用たる雑物を持ち運ばせ、之を商はせて西念寺に仏事の行はるる間は父をも止め置き、病母を背おひて瀬戸崎浦より大日比まで一里余の道を日々にかよへる辛労は言はんも更にて、おほかたの女子ならんには、芳観をも耻づかしがるならはしなるに、いささかも厭はず、母の歓心を得るを以て己が喜びとせり。然るに父の弥十郎は安政五年に身まかりしかば、其の後はクニ二人にて母と妹を養ひ、苦しき日月を過ぎしけるに、翌年の春、藩主その由を聞かれ、有司に命じて米一俵を下されけり。元治元年、赤間関に攘夷の挙ありしとき、たとひ女ながら、斯かるとき徒いたづらに傍觀して過かすべきにあらじとて、兵糧炊爨の場所に出でて、手つだひしければ、志のほど神妙なりとて、賞詞あり。終に慶応二年に藩主より、明治二年に県庁

より、兩度ともに米二俵・金二円を給はりて、その孝を旌表せられけり。同じき八年に至り、岩国の西福寺・萩の明円寺にて説教ありしに、クニ既に四十三歳にて身に所勞ありしかども、開講の日より母を背おひ詣でて、日々聴聞せしめけり。殊勝なる孝婦といひしものになん。〔①〕

①ここまでがクニの条で以下はソメの条となるが、改行はされていない。

しかも次のソメは途中から始まっている。或は岡本が元となるテキストから写す際に飛ばしてしまったか。一応改行して(5-2)として対応しておく。

(5-2) ソメ

一貧しくなりしに、ソメが五歳になりしとき、火災に罹りて家屋什器みな焼失せり。ここに於て小屋のうちに竹床をかまへ雨露を凌ぎたりしが、七八歳になれる頃より母眼病をうれへて家産ますますおとろへければ、ソメを稚き心にも斯かくてはかなはじと伯母を助け朝夕嫁ぎけれども、年齒もたぬ女の身なれば、いかにともすべきやうなく、ただ纒むすかに一囊の塩を担ひて近郷なる相識の人に鬻ひぎ、米麦の類に代へて細き烟をたてにけり。然るに伯母は病に臥して死し、母は眼病ますます劇しくなりて愈えざりければ、同郡なる福島に良醫のあるをきき、母を伴ひゆきて治を請はんと思へども、一錢の蓄へもなければ、近隣の人にはかりて之を借りて、終にともなひ行きけり。是はソメが十二の歳なり。大かたの童子ならんには、たとひその家は貧しくても、貧しき事をもおもひたどらで、父母の膝下に遊戯しつ、「かれ買ふてたべ、これほし」とあくれ、親にむつがる

がならはしなるに、ソメは五つ六つのころより、さらにさる事なく、その近隣に借りたる錢をも塩を少しづつ残し置き、年をもへずして償へり。いつしか年月たちて、祖母はいとど老耄し、母はつひに明を失ひしかば、昼は介抱の余暇にみづから薪を伐りて塩をやき、晩ごとに星を戴きて家を出て、焚きたる塩を鬻ぎつつ、千辛万苦すといへども、いささかも倦める気色なく、二人の老母にはをりをり魚数をも求めてすすめけり。十四五になりて姿色も人並にすぐれたれど、彼が純孝に恥ぢて狎れ近づく男子もあらざりけり。夜ふすとも、ただ一の蚊帳と一の蒲団の外なし。蚊帳は破れたるを綴り合せ、蒲団はちひさくて薄く、両母の寐具にもたらねば、おのれは夏冬つづりを着けながら側らに打ちふし、嘗て一日も心を安く暮しし事なし。明治戊辰の三月に、もとの飢肥藩知事、郡を巡りて、ソメが行状を聞き、感歎の余り米五斗を賜ひて旌表せり。これ実にソメが十六歳の時、ソメをいたくかしこまり歎びて、ますます孝養を尽くせしに、其年の五月に祖母はなくなり、母明を失ひてより、数年になれりほどに、また帯下を憂へ、飯を食せず、ただ酒と菓子とのみをたしなみければ、常に求めて、これを供し、夜もいねやらで看護したりしに、病ひ已に崩漏になりて、時々裳裾もすそを汚し、その臭穢ちかづきがたきをも、さらに厭はしきさまなく洗ひきよめて、朝なゆふな母の心を慰め、誠を尽くしけるに、同月の中頃より病ひいと重くなりて、百方致し方なく①終にみまかれり。ソメ死屍のかたはらに打ちふし、慟哭して転倒為さんすべをしらず。見るものみな袖をしぼらざるはなし。一月の間に二母を亡ひしに、貧しき身なれば、いかでかは喪祭の儀をなしうべき十方とほうにくれていたりしを、

親族近隣の者かたらひて、かくの如くに営ませけり。その後、ある人ソメがおとなも及ばぬ行状を聞きとぶらひゆきて、汝をさなくて父を喪ひ、祖母と母とに仕へて十余年を終へ、今日に至れりと聞けり。その間何事か困苦の最をいみじかりし事ぞかたりきが、せよといへば、その涙をはらひて「妾は貧しき家に生まれたれば、困苦はもとより分とする所にて、三日くらはざるも一銭なき難渋と思はず。酷暑に目を掩ふこと能はず、寒天に衣きること能はずといへども、また困苦せず。一つの困苦に堪へざるもの侍べり。母の世に在りしとき、常に妾に語りて火災に罹りしより、「此屋におきふしするがいとわびしければ、早く新宅を営みて移り住まばや」といはれしかど、素より朝夕の烟だにたてかぬる身に侍れば、母をしてその願ひを遂げしめず、終に死せしめき今、これを思ひ出で侍れば、食も甘からず、居も安からず。これ妻が一生の困苦なり」と答へしに、ある人その志を憐みて米一俵を贈れるを、ソメ固く辞してうけず。ある人強ひて「是は些少なれど汝が孝行を感じる余りに何をがなと思へる情を表したるのみ。願はくは母の靈前に供せよ」といへりしかば、ソメ涙を流して受けたり。其年二十にて容儀も卑しからず、言語もひなびたらず。里人みな敬憚せりとぞ。

①もと「致しなく」に作るが、文意により「致し方なく」に改めた。

(6) タツ

タツは土佐国吾川郡伊野町の民中田幾三郎が女なり。過ぎにし歳より父幾三郎癩瘕ちようか①を病み、母も同じく瘵に苦しみて、久しく病状にうち臥したりしが、タツ歳僅に十二歳にて両親の病を看護し、

六歳の弟をも養育し、且つ幾三郎病辭の余り、恣ほしいままに食物を好み、いたく怒りて罵りけるを、幼少の身ながら堪へ忍びて、其意に応じて遠方までも求め、自身には食事を断ちて「父母の病を平癒せしめ賜へ」と神に祈誓するなど、凡兒の及ぶ所にあらず。同村の者ども感賞せざるはなかりけり。然るに某年の冬に至り、幾三郎故ありて徒場に入りしかば、母聞きていたく悲み、病もいとどおもりゆきけるを、益々厚く介抱し、弟に痲症にて泣き叫びなどするをも、かれこれと賺すかし、日を暮らし居たりしが、僅に十六歳にて活計のてだてなかりければ、自ら県庁に抵いたり難願して「妾いまだ稚き女の身ひとつにて、母と弟とを養ふこと能はじ。何卒己が身も父の罪に代らしめ、父を家に還したまはば、父の力にて母弟ともに飢を免るべし。かからば親子三人露命を繋ぎ得べきなり」と申し出でたりしかど、事行はれざりしかば、再び上書して願ひけるに、タツが哀訴に感じけん。父も罪を免され、タツは世に稀なる幼児なりとて金千匹賞給せられたり。

①腹中のしこり。

(7) 甚介

甚介は備中国浅口郡柴木村の農夫なり。母に事つかへて孝養を尽しければ、兄あれども、母は共に居ることを欲せず、恒に甚介が舎に居たりけり。甚介母に事つかへて孝養を極め、朝夕飲食することに母食せざれば己食せず、母食して後に欣然として匕箸さしはを下し、母の坐せんとするときは、直ただちに席を展べ、冬は温にし夏は清くし、母寝て熟眠せざれば己も眠らず、痛癢いた「①」あれば抑搔し、平旦には茶を煮て母

の起くるを待てり。舎内に布くものみな藁席わらじなるも、一の藁席わらじ「②」ありて、母をして常に其上に坐せしめ、その前に在りて、母の使令するままにし、事ありて■に往き、市に入るときは魚菓を買ひ来りて進めけり。母年八十にして顔容衰へず。人その故を問ふに、「甚介が我を養ひて我が意の如くならざるはなきは、衰朽せざる所以なり」と答へたり。初め父死せしとき、田園を甚介の兄弟に分ちたりしが、兄の産を破らんとせしとき、詞を設けて甚介にいひけるは、「吾が田は瘠薄にして、汝が田は肥饒なるゆえ、我は常に貧困を致せり。且らく田を易へて耕されよ」といふ。甚介謹みて諾したりしが、收穫の時に至れば、甚介が粟は兄よりも多し。兄嘗て租を欠きて吏のため囚へられ、錢穀を借らんとするに、人の貸すものなし。甚介これを大に憂へ、先づ己が蓄ひ出して償ひ足らざる所を人に借らんと乞ふに、人みな喜びて其求めに応じ、兄遂に刑を免れたり。承応中、国主召して之を賞し、其有する田圃の租税を子孫に至るまで之を免じけり。ある人甚介を見て「汝が孝悌なることは何して然るや」と問ひしに、「我は孝悌を知らず。母が食を甘ぜざれば「③」食すること能はず、寝ねざれば我も眠ること能はざるのみ」と答へたり。又「汝が兄はなどでよからざるや」と問へば、「善かざるにはあらじ。多病にして事に懈るゆえ、郷人のため好せられざるなり」と答へたりとなむ。

①もと「痛養」に作るが、文意により「癢」に改めた。「癢」はかゆみ、「痒」に同じ。

②い草で作った敷物。

③もと「甘ぜれば」に作るが、文意により「甘ぜざれば」に改めた。

（8）文五郎

文五郎は阿波国板野郡中村の民なり。其の父さいいつとし「①」より足痛を煩ひたりしが、終に蹇あはなえとなれり。その間久しきほどなりしが、医薬その外の費え多く、僅わずかにもちたる田畠もみな売払ひ、もつばら父の病を救はんと孝養を厚くしたまふ、近隣より招かるときは父を背負ひ往きて歎を尽くさせ、又操芝居を始め、祭礼などの賑賑はしき事あるときも、負ひ行きて相知れる人に父を托し置き、自身は帰りに其間に農業を励み程をはかりて迎へきぬ。夜は父の眠に就くまで何くれと雑話して父の心を慰め、薄田にて収穫も薄きままに暇あれば、朝は未明より夕は深更まで籠を編むを余業としてはたらし、租税を始め雑錢に至るまで、期限に後ることなく、常に弟と妹とに慈愛を加へければ、弟妹も兄に見ならひて家内むつまじく、又一邑の中に交誼を厚くしければ、郷人みなその行状を称誉したりけるとぞ。

①「先（さい）つ年」。先年の意。

（9）藤岡久四郎

因幡国邑美郡に藤岡久四郎といへる貧民あり。眼疾を患へて明を喪ひ、職業を営むこと能はず。困窮せること日に甚だし。其の妻は之を厭ひ三人の兒あるを捨て去りしかば、久四郎は魚の水に離れたるが如く、坐して死するを待つの外なかりけり。然るに長子嘉一郎は年十六七歳に満たざれども、天性至孝にして、独り近邑を奔走し、些少の錢を得て糠を買ひ、之を問屋に売り、其の利錢もて父と弟妹

とを養ひ月日を送りたりしが、十一歳に至り孝心益々厚く如何にもして病父を安楽ならしめんとて、ひねもす商業に勉励し、遊戯に日を消せしことなし。其妹カウは年漸く十歳なりしが、兄の勉励なるに感じ、ある家の子守となり棒銀を得て兄に贈り、弟秀蔵は九才なりしが、是も兄の善行に化せられ、憤発して商業を助けたり。父久四郎は三兒の幼稚にして親の為に苦辛を厭はず、相互に友愛の情を厚うするを悦びて、盲目たる患へを忘れ、草鞋を造り、三兒の勞を分ちたりしが、常に三兒の温和なる言語を聞きて愉樂なる顔色を見ること能はざるを悲めり。斯く父は子を愛し、子は父を愛するをもて貧困に暮らしながら、家庭の中つねに福祥を顕はさざることなかりしとぞ。僻邑の小兒なれば、固より孝弟の貴ぶべきを知らざるものならんに、其の行は都会なる童子が徒いとに文学を知りて父兄を侮るが如きものの鑑戒とするに足るものあり。何如ぞや。

（10）亀松

亀松は父を総右衛門といふ。信濃国佐久郡内山村の農民なり。内山村は上野と信濃との間なる破風山の麓に在りて猛獸おほく田畝を損害すること甚だしければ、村民ども処々に番小屋を設けて之を守れり。総右衛門が父子も逢といへる処々小屋を構へて居りしが、天明八年九月廿五日の晩景に、亀松が外に出て草を刈り総右衛門ひとり小屋にて火を焚き臥し居たりし折りしも、狼来り其の足に噛みつきたり。総右衛門大に驚き、之を振り離せしに、今度は唇より膿うみに噛み付きければ、総右衛門いかんともしがたく、狼の耳を掴つかみて大に叫びたりしかば、亀松その声に驚きて走り来り、直ただちに鎌を振り

て狼の口に衝き入れしに、鎌の柄折れたり。因りて又父の鎌を取り、狼の口につき入れて倒し得たりしが、狼なほ怒りて振り起きんとせしに、ありあふ石を拾ひて狼の口なる鎌の柄を力を極めて打ち込みければ、牙二つ三つ折れぬ。又その力のあらん限り大指もて両眼を抉り出して、ついに之を殺し父が重傷を被れるを助けて家に帰り、種々に治療を加へけるに数十日を経て、遂に平愈したりけり。龜松時に十一歳なりしが、父の危急を見て身命を顧みず、猛獸と格闘して之を斃せしは「①」、其の親を愛するの至誠に出でたるものにて感ずるに余りあり。

①もと「斃せは」に作るが、文意により「斃せしは」に改めた。

(11) 薛包 (中国)

昔支那に薛包といへる人あり。其の父後妻を娶り包を憎みて逐ひ出したりしが、包は月夜となく号泣して去ること能はず。杖にて毆たるるに至り已むことを得ずして廬を舍外に結び且日ごとに入りて水を灑ぎ掃除などせしが、父怒りて又逐はるるにより里門の外に廬し朝夕の定省を廢せざること歳余に及びければ、父母も心に慚ちて之を還したり。其の後に父母共に身まかりしかば、喪服を着けて哀に過ぐる計りなりしが、幾くばくならずして諸弟ども家財を分ちて居処を異にせまく欲し、已むことを得ずして家財を中分せしに奴婢は老いて使役に供し難きものを取りて「我と事を共にすること久し。汝は使ふこと能はざるべし」といひ、田廬は荒廢せるものを取りて、「吾が少時に埋めし所にして、心恋へる所なり」といひ、器物は朽敗せるものを取りて、「我が素より服食する所にして身口の安んずる

所なり」といひ、弟子ども数々その産を破るに從ひて幾度となく賑救したりけるとぞ。

(12) 儀助

河内国に儀助といふものあり。父なくなりて後に、兄を助けて父の業を守り、居ること五年なりしが、兄声色に耽りて家産の過半を失へり。儀助憂へて諫むること再三なりしかども聴かれず。遂に家産を分つことを請ひ、一半を得て別居しぬるものなく、負債も千金の多きに至りけり。是に於て儀助兄と嫂を己が家に迎へ、「前に産を分ちたるは某が本意ならざれども、阿兄が用度の節ならざるより、家産日々耗散して共に貧困に陥らんことを恐るればなり。某幸に一半を保存しければ、共に朝夕を送るに足りぬ。願くは今より過を改め再び家政を管せらるべし」とて、三年間儉約して貯蓄したる金もて負債を償還し、再び産を同じうして其業を営めりとぞ。儀助の兄に於ける友愛道を尽くせるものといふべし。

(13) 八助

宝曆中に駿河に八助といふものあり。石垣甚兵衛といふもの家に仕へたりしが、甚兵衛の貧困を救ひ、之を養育すること三十余年に及び、官より厚く賞せられたり。八助に三人の兄ありしが、善く之を敬ひ親しみて常に父母の身まかりしよりは、兄ほど頼もしきものはあらずといへり。固より主人を養育するの外に余財とはあらざりしかど、其の身の捧養に殺ぎて益暮れごとに金を兄に贈ること十余年を経て変ぜざりしとなむ。

（14）卓栄

僧卓栄は豊後国杵築浄国寺の弟子なり。其の師卓誉といふもの、事を争ひて長昌寺と相訟へ江都に召されたりしが、卓誉の理立たずして八丈島に流されぬ。卓栄すなはち法廷に詣り号泣して恩赦を得んと請ふ。吏怒り叱して之を逐ふに、明日又往きて請ふ。叱せらるること昨の如くなれども、更に屈せず。日々に往きて請へり。斯くすること十六年経て風雨寒暑といへども、未だ嘗て一日も欠かざりしが、其事つひに將軍の耳に達しければ、將軍感歎し、特に卓誉を赦して本国に帰らしめ、卓栄に命じて古河十念寺の住持たらしめ、高義を賞したりとぞ。

（15）張子房（中国）

支那前漢の代に張子房といへる人あり。一日下邳といへる処に遊びしとき、褐を衣ける老人ありし出逢ひたりしが、老人わざと履を橋下に墮とし、子房に向ひ「汝下り履を取れ」といひければ、子房は心に失礼なりと思ひしかども、老人の事なれば色にも見せず直に下り跪きて之を呈せり。其の後に子房は此老人より太公望の兵法を受けて、天子の師となり、漢の初に三傑と称せられし人の第一人となれり。

（16）六松

六松は周防国玖郡珂差川村の農民三右衛門の奴なり。母をキミといふ。キミ幼き時に父母を喪ひてよるべなかりしを、三右衛門憐み

養ひて下婢とせり。後に六松を生みたりしかども、父は誰ともしられず。母と共に三右衛門が家に居て家事を管せり。三右衛門に事へて昼夜となく怠らず。いかばかりの労役をも厭ふことなし。母なくなりて後、ひたすら三右衛門に依りたりしが、三右衛門が家計衰へて夫婦に二男一女あり、朝夕の食も飽くほどなりしかば、六松いたく患へて、他人の奴となり、其家より受くる所の米数俵を三右衛門に贈りければ、三右衛門も一家五口の凍餒を免るることを得たりしかど、猶も窮困に迫りて村内にも住み難く、終に妻子と六松とを率いて萩に到り、傭夫となり賃金を得て、妻子を養ひけり。六松が母は平尾といへる所のものにて、其の邑主を毛利伊賀といふ。六松更にすなはち伊賀が萩なる邸に入りて厠養の奴となり、月俸の半を三右衛門に贈り、自身は飢を凌ぐのみ。身に襤褸を纏ひて乞者に齊しき体なるを、愧づる色なく、暇だにあれば三右衛門を訪ひて薪水の労を助け、さばかりに流浪しながら、主僕の礼を失はず、誠を尽して事へけるに、三右衛門も昼夜稼ぎ働さければ、いつしか羸余の金も出来て、郷人の負債を償ひ、質入れせし田畠をも償ひ還しければ、六松とかたらひて差川に帰りけり。人ども六松が義に感じ、中に養ひて子とせまほしとて三右衛門に請ふものあり。三右衛門も田畠を六松に与へて別家せしめんとしかども、力およばず己が猶子にもして「①」として田産ある家を継がしめんとせしに、六松うけがはず、「今我が出でたらんには誰ありて主家を再興するをまてんや。もし主家の保護を終へずして家絶えるにも至らんには、縦ひ我が子孫は栄へたりとて、何の面目ありてか主家の先祖に泉下に見ることを得ん。我は誓ひて身を終ふるまで主人と力を戮せ、此の家をして旧業

に復さしめん。主家だに全からんには、我は老衰したりとて依るべなしといふべからず。室家妻孥は願ふ所にあらじ」とて、更に心を動かさざりしが、其事終に藩庁に聞こえければ、享和元年二月より月俸を賜ひ、其身を優にし、余年を慰められ②にけり。三右衛門も病に罹りて死し、妻及び三子も皆死して、六松のみ独り長生し、文化十三年の正月に至りて死にけり。寿八十三なりしとぞ。六松は三右衛門の子なるかと思はるるやうなれど、当時世人の■を容るるものなきに抛れば、左に非ず。■にして然るもの■に相■なし。六松の如きは真に我国忠厚の風を全くし得たるものといふべし。一国の寧臣たらんものにて、六松が主に事ふるが如き心を心とせば、天下の事に於て挽回すべからざるものなかるべしと思はるる計なり。位愈高くして愈■しがたく、禄愈重くして愈足ることを知らざるが如きは、六松の行を■■なり。

①「猶子にして」を「■として」に改めるが、文字が判読不能で文意が通りづらいので、修正前のものを残した。

②もと「慰まられ」に作るが、文意により「慰められ」に改めた。

(17) キセ

豊後国の笠和町にキセといふ女あり。父は二三才、母は十歳計の頃に身まかり、異母兄引きとりて養ひけり。稍長じて同町の彦助といふものの子となり、十九歳にして房吉といふものに嫁げり。後に房吉癩病を患へ起臥しがたきを介抱して、老いたる姑を養ひ、貧しき中にて飲食など、むさくるしからぬやうに調へ屢夫姑の衣類を洗濯し、身には褌襦を纏ひて夜の更くるまで紡績し、夜具を着けず

して側に臥し、未明より起きて業に服し、房吉見兼ねて「我が病はとも愈ゆべき症ならじ。年わかき汝が我に従ひ居たりとて、未たのもしき事あらねば、離縁すべきぞ」といふに、キセ更にうけがはず、「夫は我が病を厭へるやう思ふ」とて、いやまし心を尽くし人に雇はれて往くときは、夫姑の昼食を設け置き、人の憩へる時にも憩こはず、課せられし事を早く卒へて暮れざるうちに帰り、直に看病しければ、気強き姑なりしも、真の娘の如くにいつくしみ、夫快く月日を送りけり。然るに夫の病ひ日に重くなり、起臥も自由ならねば、一間に引籠りしが、キセその気鬱を察し、手業の隙に背負ひて垣の内をいく度となく垣内を逍遙し、或は園中の草木を觀せしめ、或は茶菓などを求めて勧め、寒氣烈しく手足冷ゆるときは己が肌にしし入れしめて、温を面睡し、鼻塞がり苦しむときは、臭甚きをも知らせず鼻汁を吸ひ出し、毫も厭はじき気色なく、豫め病の愈ゆべきにあらざるを察し量り知りて、其の期に臨み狼狽せば、大なる恥なりととて、金錢を貯へ置き、夫死せし時には葬儀の厚く営みけり。嘗て本生の父死せる後に母修験君正徳院といふものを後夫に迎へて暮し居り、キセ其正徳院の養を受けたしりが、正徳院年老い身貧しくなり、キセを慕ひ来にけるを別宅に置きて奉養し仕へけり。夫は十三年の久しきを経て死し、其の後は姑と正徳院とに十五年間の孝養を尽し、終に母もなくなり、ひとり身となりせば、「正徳院ゆえ長く苦しまんは無益なり。此方に帰りて暮らすべし」と兄弟ども諭しけるも、縦ひ我身はいかになりても正徳院の老いてさまよふを見捨つるに忍びず。家に帰りては夫姑の追福も思ふままになりがたしとて、正徳院が許に従りて、人は真の親と思ふばかりに孝養しけ

り。キセ三十二歳にて寡婦となりしより身を終ふるまで魚肉を喰はず、貞節を守りて日に墓参し、家にては実父母夫姑などの霊牌に仕ふることに生けるに事^{つか}ふるが如く、夏の夜は霊牌を蚊帳の中に入れ団扇もて扇ぎ、冬夜は霊牌を懐に入れて暖なるやうにし、在世の時に異ならざるを、人或は狂氣したるあらんと評したるとぞ。初の房吉が妻となりしとき、和泉といふもの仮親となりしが、和泉の死せるとも厚く弔ひ、毎月忌日には香花を携へて其の家に至り、霊前に押しけり。夫の死せるほどは若かりしかば、外よりも再縁を勧むるものありしが、堅く拒みて強ふるものあれば黙して落涙し打伏してあるほどに、自然に勧めし人も恥ぢたりとなむ。国主、夫姑継父の三人に事へて、生前死後に誠を尽し節義を尽くせる行状、知事いたく感じて金穀を与へ、文政七年を始めとして七度に及びしとぞ。

(18) イチ

イチは豊前国上矢部村の農民弥兵衛が妻なり。夫と其弟と共に悪疾を患へ姑も眼病に罹りていつとなく田産を失ひ、貧困に迫り、しかも孝貞を尽し、湯薬看護より朝夕の飲食に至るまで、いとねんごろにあつかひ、常に耕耘を勉めて一日に再び薪を採り、みづから負戴して市に鬻ぎ一婦の身もて四口を養へり。弥兵衛は之を見るに忍びず、イチに向ひ「我は不幸にして此の病に罹り自ら見るだに厭へり。況て他人をや。汝いまだ若き身なれば、家に帰りて再嫁を求めよ」と懇に諭しけるに、イチ聞きて涙を垂れつつ「こは何をかのたまへるや。夫婦は一体といへり。君の不幸は即ち妾が不幸なり。安逸にして合ひ、疾病ありて離れんには、何ぞ妻を用いんや。かかる

事を思ひて徒^{いとら}に病体を悩ましたまふなかれ」とて、益々心を尽して看護せしに、弥兵衛つひになくなりしかば、イチ涙にくれて朝夕の食も咽を通らぬばかりなげきしかど、さすがに葬埋の儀をばねんごろにいとなみ、それよりひとり貞一の操を守り、姑叔に仕へて孝養を尽くしけるに、年わかつて、かく苦勞するを愍み、外方に嫁ぐべしと勧め諭すものあれども、堅く否みて「室に盲姑廢叔あるを棄てなば、誰に憑^たりてか余命を保つことを得ん。誓ひて二夫を見じ」といひて、ますます貞節を固守し、孝養を勉めければ、領主その孝貞を感じ、屢々金穀を与へて賞誉イチが死後に至り碑を建て其行ひを旌表しけるとぞ。

(19) セイ

神奈川県の井戸谷村の辰蔵といふもの質直にして農業に勉勵せり。婦の名をセイといふ。人の許^{もと}に雇はれて居りしが、辰蔵に嫁ぎてより夫婦の間むつまじく、更に反目の態なかりけり。三とせばかりもすみけるに、ある時辰蔵鬱々たるさまにて一室に籠り居たりしが、俄に起ちて壁に掛けたる利鎌を把り、セイが頭髮を提げて之を断てり。セイ夫の発狂せるを知り、近隣に告げて看護を請ひ、医薬祈祷に心を尽くせしかば、日ならずして本復し、力作すること常の如し。其後に夫婦相議して郷里を去り、横浜の北方村に移り住み、いささかなる商業を営めり。一夜夫婦とも飲酒して寝ねたりしに、辰蔵再び狂疾やおこりけん。独り起きてセイが櫛篦より剃刀をとり出だし、熟睡せしセイが咽に傷つけ、更に自ら腹を切りたり。セイ驚き起き、辰蔵が狂も醒^さしたりしが、要所の疵にあらざるゆえ、死に至らず。

忽ち大声をたてて、人を呼びければ、近隣のもの馳せ来りて介抱し、
 医を招き治療せしめたり。医縫ふこと兩人にて三十七針に及び、其
 費は媒妁の甚右兵衛といふものより償へり。さて月日を経て夫妻の
 疵も愈えたりしが、甚右兵衛とセイが父とは辰蔵の狂疾を恐れ、セ
 イを離縁せん事を申し入れしに、辰蔵も今は過を悔ゆれども、せん
 すべなく理に伏して離縁に決せり。然るにセイ兼引しよがいん〔①〕せず「父と
 媒人との言は背くべからずといへども、一たび夫妻の契りを結びし
 上は、狂疾を忌みてみづから去るべきの謂はれなし。病はおのづか
 ら愈ゆる期もありなん。あはただしく夫を棄てんことは、妾が本意
 にあらず」とて啼泣してやまず。ここに於て父も媒人も強ふるに辞
 なくしてやみにけり。かくて其後に至り、活計のたちがたきを以て、
 夫婦相かたらひ辰蔵は仏国商館の洋人に雇はれ、セイも洋人の小兒
 を保護する者となり、夫婦同所に仕へけり。然るに明治六年十月三
 日の暁、セイ未だ目覚めざるほど辰蔵まづ起きて、庖厨より大鉢を
 携へ来り、セイが頭腦を打ち裂くこと二寸五分ばかり。セイ驚き叫
 び起たんとする所を、又長さ五寸深さ四五分も切りこみたり。セイ
 苦声を揚げてわめくとき、辰蔵本心にや復しけん。皇まゝあはてて逃
 去りけり。洋人夫婦見ていたく驚愕し、北方村の甚右衛門をよび、
 直に扱所に訴へ、検使を迎へけり。セイ始末を甚右衛門に語り、な
 ほも「妾すでに父の命と親族の言とを聴かずして離縁をせざりし上
 は、たとひ死すとも辰蔵が婦なり。此期に臨みて操を変ずべからず。
 願はくは妾が死語に夫の罪にかかはらぬやうにとひはからい賜はれ」
 とて、更に検使に到り〔②〕懇に夫の罪なき由を陳べたりしとぞ。序
 鄙の二婦にしてかくの如き気節あること、実に称述するに足れり。

① 承知すること。

② もと「到ひ」に作るが、文意により「到り」に改めた。

(20) シゲ

阿波国王子村の百姓梶原伊兵衛が妻シゲは筑浜村の茂三郎が女な
 り。和順なるものにて、舅姑に事へて孝養を尽くし、舅姑が好む食
 物品をば遠近となく尋ね求めて供給し、寝ぬるときは湯薬に心を用
 いて暫時も側を離れず。舅姑他行して帰ること遅きときは途中まで
 出迎ひて手を引き杖を扶けつつ敬ひかしづく。毫も飾れる状なけれ
 ば、舅姑も深く歎びて村内の者ども互に誉め語りけり。然るに夫過
 失ありて入牢しければ、シゲいたく驚き歎き悲み、精進潔齋して四
 方の神仏に祈誓し、幼子を抱きながら寒暑風雨をも厭はざること数
 年を経て怠らず。朝夕に■■牢番のものに逢ひ、夫の安否を問ひけ
 るに、六年の春に至り、伊兵衛牢中にて病に罹れる由聞こえければ、
 薬餌と食物と齎らして三里余を隔てたる道路を日々に往来し漸く危
 篤なる由なりければ、夫に代りて入牢し夫を家に還し療養を加へた
 しとて幾度となく哀訴に及びしかば、官の志に感じて伊兵衛を牢よ
 り出ださしめにけり。ここに〔①〕於て昼夜の看病に心を尽くししか
 ば、終に本復したりしけるが、大赦に逢ひ、伊兵衛も昔日の行迹を
 改め、妻と共に両親に孝養を尽しけるとぞ。

① 「ここに」を「■■」に改めるが、文字が判読不能なため、修正前のも
 のを残した。

(21) 阿栗

阿栗は甲州田中村の農夫安兵衛の妻なり。嫁ぎて幾ばくならざるに安兵衛悪疾に罹り平臥しければ、昼は耕作を事とし、夜は看護嘗て怠ることあらず。舅六右衛門老て郊野を逍遙するに事へて、常に湯茶を持して、遠方より晚く帰るときは里門に出迎ひけり。享保十三月七日に大風暴雨あり。近村堤防崩壊して洪水益し、田中村に向ひて漲り来る時に、安兵衛病劇しく起つこと能はず。栗に向ひ「汝が親切は我が心に銘じて感謝するに余あり。汝が恩の万一を報ずるにも及ばずして斯る災患に罹れり。我は已助かるべき命ならねば、水のために死するこそ幸なれ、汝疾く老父を扶けて立ち去られよ」と諭しければ、栗涙を拭ひ「夫君の死するを見ながら己のみ生きて何かせん。只夫君と共に生を同じうせんのみ」といひ終らざるに門外物騒しく「水すでに近づきぬ。早く逃れ去らずや」と声々に呼びたり。栗さらばとて六右衛門を扶け起して門外に出で、隣の人を呼びて六右衛門を托し、并せて油紙もて裹みたる田地の証券と六右衛門の副衣とて託し、復び帰りて夫の側に至り、扶け去らんとせしが、程なく浪大に漲り来りて終に夫と共に溺死してけり。時の政府節義を賞し、黄金若干を賜へりとなむ。実に婦人の龜鑑とすべきなりける。

(22) 七兵衛の妻

山城国加茂川の東に樵夫七兵衛といへるものあり。山に入りて帰ること晩かりしゆえ、其妻往きて索せしに樹上に巨蟒あるを見たり。蜿蜒して首を低れ甚だ自得の気色あり。夫を呑みたることに相違なければ、鎌もて直に巨蟒に当り一口に呑ましめ、口より剖きて腹に

至り、遂に夫と偕に出でけるとぞ。

(23) 阿長

阿長は近江国蒲生郡古市子村 福村某の後妻なり。先妻の子二人あり。後に己が産みたるもの男女十余人ありしが、先妻の子を愛すること我が産める子に十倍し、見る人ども感心せざるはなし。且へ我が子の多くて先妻の子の疎くならんことを畏れ、男子は七八歳に及べば父に勧めて出家せしめ、女子は悉く京に登せて人の婢とせり。斯りければ先妻の子ども其恩に懐きて孝行なること感ずるに堪へたり。其の兄は家を嗣ぎたりしが、妹は後母が実子の京に出でし義理を思ひ、「我も京に出でん」といふを許さず、隣村に嫁がしめければ、深く其の恩に感じ、継母の起居を問ふて怠ることなかりけり。長は後に髪を落して隠居しけるほど其々の寺の住職となりしも、子どもより屢迎へたりしに、実子の愛に惹かれて先妻の子の許に居らずといはれんは快からじとて敢て省みざりしとぞ。

(24) 宋程响の妻（中国）

宋程响が妻侯氏は明道・伊川兄弟の母なり。侯氏舅姑に事ふるや極めて厚し。响は人となり剛断にして家を理むること嚴肅なりしが、侯氏敬礼して常に大賓に接するが如く、大に内助を成せしかば、响も亦甚だ愛せり。侯氏益々謙順にして悖ることなく、細事といへども、あへて恣にせず。常に响の命を粟けて行ひしかば、家政嚴ならずして善く整ひたり。婢女など過ありて諸子の呵責することあるを見るときは直に之を戒めて「貴賤は殊なれども均しく人なり。彼

が過をば恕して傷はざるべきぞ」といひ、諸子の過あるを見るときは、小事はまのたあり叱り、大事は响に告げ其の改むるを俟ち、後に之を宥せり。嘗て言へることあり。「子の不肖なるは母たるものの、其非を隠すを父知らで誠め正すことなきに由れり」と。此心もて二子を育てしかば、二子も衣服飲食などに心を留めず、専ら學問に勤苦し、終に命世の大儒となりたりしとぞ。

(25) 天照太神

天照太神、天孫瓊々杵尊を鐘愛したまひ、豊葦原中国を統治せしめんとて、天上より降したまひしとき、御手に宝鏡を持し、「此の大八洲豊葦原瑞穂国は吾が子孫の君主たるべき地なり。汝往きて天津高御座に御し平けく安らげく知かしめせよ。此鏡をばもはて我が魂とし吾を視るが如くせよ。宝祚の隆なることは天壤と共に窮りなかるべきなり」と勅したまひき。又天兒屋根命・天大玉命等の五神に命じ、左右侍りて朝政を輔佐せしめたり。是の我邦皇統の万世を経て変ぜざるの原由なりける。是より五神の裔は歴代天皇に仕へて臣節を失ふものなく、中にも天兒屋根命の後裔の如きは、今に至るまで数千年を歴ふに、一人の異図を抱けるものなきは、いと感戴すべき所なりけり。

(26) 菅原道直

贈正一位大政大臣菅原道直公が忠誠にして君に報ずるの志厚く、死に至るまで其操を変ぜざる「①」は世人の均しく知れる所なり。昌泰三年九月なり。大内の宴に侍りしとき、「君富春秋臣漸老、恩無涯

岸報猶遲」「②」といへる詩を作りて仙洞御所に献じければ、叡感の余に御衣を賜はりたりしが、翌年四月、本院の大臣時平公が讒によりて俄に太宰権帥に左遷せられたりしかど、尚も君を懐へるの情厚く、いつも御衣を身より離さず副へられ、同年九月に昔日の事を思ぼし出でて「去年今夜侍清涼 秋思詩篇独断腸 恩賜御衣猶在此 捧持日々拜余香」「③」と詠せられけり。凡忠臣義士の操は変ある時に頭はるものなり。公の如きは万世忠臣の龜鑑といふべし。

①もと「変ぜざり」に作るが、文意により「変ぜざる」に改めた。

②『菅家後集』に収められている「九日後朝、同じく「秋思」を賦す。応制」と題された一首。「君は春秋に富み 臣は漸く老いたり 恩は涯岸なく報いんこと猶ほ遅し。」もと「君は」「遅し」と訓詁を残す所があるが、原文で統一するため「は」「し」を削除した。

③『菅家後集』に収められている「九月十日」と題された一首。「去年の今夜 清涼に侍る 秋思詩篇 独り腸を断つ 恩賜の御衣 猶ほ此に在り 捧げ持ちて 毎日余香を拜す。」「毎日」が「日々」に改められているが、そのままとした。またもと「日日々」に作るが、文意により「日々」に改めた。

(27) 調伊企伎

調伊企伎は天性勇烈の称ありし人なり。欽明天皇の御守に紀男麻呂が副将となりて新羅を征伐したりしに、軍敗れて執はれければ、虜人ども刀を抜きて伊企伎に逼り「汝かな、日本の大将たるもの。吾が臀の肉を餓へと言ふべし」といふに、伊企伎大に呼びて「新羅王よ。吾が臀の肉を餓へ」といひければ、虜大に怒り益侵辱を加

へたりしが、傲然として毫も辞色を変ぜざりしとぞ。竟に殺されぬ。

(28) 村上義光

村上義光は彦四郎と称せり。信濃の人なり。元弘の乱に護良親王に従ひて芳野に逃れたりしが、東軍の来り攻むるに會ひ、親王親ら戦數合に及びしかども、外城すでに陥りて勢免るべからずなりければ、退きて左右と訣飲せし折しも、義光鎧に矢を受くること蝟毛の如くにて来り跪き、「敵勢甚だ強くして勢支ふべからず。臣請ふ、大王に代りて死せん。大王は微服して逃げたまふべし」といふに、親王慨然として「死なば同じく死なんやとて、棄て去るに忍びんや」とのたまひければ、義光声を励まして「事甚だ急なり。などで去りたまはざるや」とて起て進み近づき、自ら親王の鎧を解き之を被ぶり、其子義隆を顧み「汝は大王に従ひて賊を拒ぐべし。徒に死せんは益なきことなり」といへば、義隆泣きながら別れ、親王に従ひて去りにけり。義光敵楼に上り親王が遁れ去るを望み見て大に呼ばはり「余は今上の第三子兵部卿親王護良なり。今此に死せり。奴輩ども行く行く①天誅を受けん。我に倣ひて自裁すべきぞ」とて腹を屠りて腸を攫み出だし、壁に擲ちて死してけり。賊徒ども遙に望み見て真に親王なりとし、楼中に乱入りて首を争ひ、互に蹂躪しけるが、其間に親王は難近し得たまひしかば、義隆ひとり返り闢ひ數人を斬り、其の身にも二十余創を被りて免るべからざるを知り、逆に自ら屠り死してけり。

①修正後の文字が判読不能なため、修正前の記述を残した。

(29) 与三兵衛

伊勢国員弁郡に与三兵衛といへる農夫あり。家甚だ貧しく家族も數人ありて任路に苦みたりしかども、年貢上納の時は常に富めるものに先ちて納れ、一度も官の督促を受けたることなし。戸長あやしみ与三兵衛に向ひて「汝は貧しき上に數口の族あるに、年貢の督促を受くるなきのみならず、之を納むること他人に先てり。何故に然るや」と問へば、与三兵衛答へて「領主は我等の親なり。子として親に食を献ぜざれば、不孝の罪を免れず。故に年々米穀を收穫することなく先づ上納の額を分ちて、深く之を蔵し、何等の事にも費消すも夙に興き夜に寐ねて力作するがため、未だ凍飢に至らざるなり」といふを、聞くもの感歎せざるはなかりしとなむ。

(30) フヂ他

周防国熊毛郡室積村の人民ども、小学を建營せんとて取締役および教員など多く土族守田英淳が家に集會して学事を商議したりし。金錢談に至れば誰れも頭を傾け眉を顰むるのみにて頓に決定しがたかりしが、その家の下婢フヂといふもの側に聞きて「己が愛玩せる銀釵一枝を出だし寸志に侍れども、学資に加へ賜はんことを」と懇に申し出でければ、満坐のもの其志を感じ、續きて英淳が妻りウより銀釵二枝納めんと請ひ、村民江本某より四書五経各一部、副戸長熊野尚輔妻某より金二円を供せんと請へり。抑櫛笄の類は女子の殊に愛惜するものなるに、フジが之を棄て学士を補けんとするの志、富人が百円千円の献金に愈れりといふべし。

(31) 岡本嘉蔵

備中邦哲多郡長屋村と蟹村との境凡四五十間ばかりの断崖絶壁にて往来すべからず。其麓は河の深淵なれば繩を此に張り、渡船を上下し、人馬の往来を通じ、危嶮なること言ふべかりなし。然るに長屋村に岡本嘉蔵といへる大工あり。纔に職を営みてほそき煙をたつるものなるが、往来の苦難を救はまく欲して、一しほ家業を励み、毫も余資あるをば、悉く材木釘錐の費えに充て、巖石を剪り棧道を架し、他人に一銭の助金を請はず、一簣の搬運を仰がず、独力もて造営しも資本つくれば、復た本業をかせぎて金銭を積み、終に明治三年より五年に至るまで三年を経るに、一日の如く労作して怠らず。終に輿馬の自由に往来すべき担途を開き、巖下なる不測の深淵をば流を激する巖を切り割り、石庁を埋め積み徒渉すべき栈灘となしにけり。それより以来、里人ども危嶮の患なく旅人の始めて通行するもの嶮路たりしを知らざるに至りしかば、県庁聞て実地検査し、是は非常の陰徳なりとて其旨を大蔵省に具状して賞典を請ひたりしとぞ。

(32) 板野重右衛門

羽後国長橋村に板野重右兵衛といふものあり。天保九年に本邑の八郎右衛門といふものの禿田を引き受けて新に百姓となれるものなり。禿田とは五穀の生ひたざる地を謂ふ。重右衛門、稼穡の業に達せしものにて、高き所はほりさげ、低き所はほり起こし、深田となして常に馬糞・沓・草鞋などの棄てられ「①」たるを拾ひあつめ、

糞壤の補ひとなして心を尽くし、耕作しければ、かりの禿田なれど、いつのほどにか膏腴の地となり、稲穀よく実りしかば、租米の上納も人に先だちて少しも未進などせし事なく、近隣に期に後れたる者あれば、手つだひて助け、貧しくて暮しかねたるものあれば、何くれと手あてしつかはすなど、いと深切なりけり。さりとして禿田の外に余財あるにはあらず。夫婦に七十余の老母と十四歳以下の小兒五人あり、合せて八口の暮らしにて、貧しき中より人を憐むこと深かりしなり。安政六年に肝煎役となりしが、租賦を皆済せしものに賞譽を行はれたしと官に請ひ、遊情にくらせるものをば教諭を加へければ、一村みな重右衛門に化せられて農業を励みけるが、中にも八郎右衛門といふものと、茂兵衛といふものとは、禿田ばかりもちて年貢も未進がちなるを深く周旋して取り救ひ、其の外にも村中の事に厚く心を用いしかば、いみじき寒村なりしかど、年を逐ふてやや豊に立ちなほりけり。又天保年間に凶荒ありてより禿百姓のみ多くなりしを見て、かくては戸口減少して、いかに荒れゆかんとはかられじといたく心を苦しめ、窮民の耕作に力めたるものを扱びて新百姓とし、更に一村薪草料のためにとて野山代価六百五十円の地を村中永久の予備となしけるとなむ。重右衛門が父は利右衛門といひしが、久しく病に臥して、終に死去したりしかば、重右衛門は涙の乾く間なく此上は母をだに長く世にあらせんとて、夫婦とも心を用い介抱したりしが、母も夫婦の深切なるを歎び、七十を過ぐるまで甚だ健かに孫を愛して、家内の睦じきを外よりも誉め羨みたり。其後に母いたく衰へて腹痛み苦しみ危く見えしほどに、医師を尋ねて療養を尽くし、少し快くなりければ、何事も母の心に任せ、母常に

酒を好みしかば、屢々肴を調へて侑め妻に三弦をひかせて、己は歌ひながら肩腰を揉みなどしければ、母も老を忘れ、九十歳までいきながらへにけり。八十六歳にて痰症を患へけれども、其の家貧窮なれば、菓餌を始め朝夕の食物まで、尽く調へて懇に扱ひ病重りてよりは、日夜とぶらひて父の如くに肩腰を按摩し飲食をすすめ保養しけるほどに、利兵衛も重右衛門を実子の如くに思ひて、片時も側を離ちがたく慕ひたりしとぞ。かく誠実なる行ひ、官にも聞こえければ、絹二匹を賜ひて賞せられけるとぞ。

①もと「棄たれ」に作るが、文意により「棄てられ」に改めた。

(33) 山本北山

山本北山は江戸の人なり。少年の時に亀田鵬斎と深く相交はりたりしが、「共に文章の巨擘となり、旗幟を各方に樹ちて歳の大道を興こして一世の英雄となるべし。子に於て盟を渝ふること勿れ」とて、魏の曹操もて自ら処り、鵬斎を蜀の劉備に比しけるとなむ。北山は天性忼慨にして諾を重んじ、生を軽んじ、古昔義士の風あり。下野の人蒲生君平は豪傑の士にて夙に勤王の志を抱きたりしが、四方に遊歴して京摂より江都に反りしとき陋窮すること殊に甚しく、親人を過問するに受くるものなく、終に北山に詣りしに、北山一見するや愁然として手づから數金を贈りければ、君平駭きて辞するを、「足下遊学すること數年に及び、今まさに郷に帰らんとして衣敝れ囊罄くるは尊親を慰むる所以に非ず」といひしかば、君平も感涙を流し、謝して受けたりしとぞ。

(34) 侯無可（中国）

宋の侯無可は申顔と交はること深く、申顔は一日も無可を見ずんばあるべからずといはれたり。人その故を問ふに「無可は能く人の過を攻むるものなり。一日も無可を見ざれば、吾が過を聞かず」と答へたり。二人は俱に貧しく僅に一衣あるを、出づるごとに相易へて服せしとなむ。

(35) 荀巨伯（中国）

後漢の荀巨伯、嘗て遠く友人の疾を問ひしとき、胡騎の郡を攻むるに値ふて、去るに忍びず、守候したりしが、賊来りて見るや、「大軍至りて郡みな空し。汝は何なる男子ぞ。敢て此に至れるや」といふに、「友人の疾めるものありて、捨つるに忍びず。寧ろ吾が身もて友人の命に代はらんと欲するなり」と答へければ、賊その義に感じ直に軍を旋して去れりとぞ。

(36) 狄仁傑（中国）

唐の狄仁傑は朝に仕へて法曹參軍となりしとき、友人鄭崇質が命を受けて遠方に使せんとするを見て、之に語りけるには「足下が母は年老いて病に臥せるならずや。余は足下の遠くさを視るに忍びず。足下に代りて此の命を奉ぜん」と。乃ち上書して崇質を止め自ら之に代はれりとぞ。

(37) 嚴挺之（中国）

唐の嚴挺之は常に交遊を重んじ、心に生死とも易へじと誓ひ、故

人の孤女を嫁がしむるもの數十人に及びければ、当時の人みな其の義を感称しけるとなむ。

(38) 岑文本(中国)

唐の岑文本は故人を見ては羈旅卑賤の族たりといへども、常に同等の礼を尽くして己が勢位を挟むことなし。劉仁軌も亦其の故旧に接するに布衣の時の如くにしてけるとぞ。

(39) 八右衛門・新右衛門

土佐国幡多郡の半家村は四万十川といへる河原に在りて、山深く大巖壁立し人跡の遠き所なり。昔は僅に五十六戸なりしが、生齒滋息して今は七十一戸となれり。風俗愿朴にて、毫も今様のきたる事にうつらず。農工雑処して産業を異にしけれども、情誼共に同じく吉凶禍福とも相救ひ、田租など常に先に先だち奉りて、少しも郡吏の督促を受けしことなし。老親の侍養すべきものあるか、或は病に罹りて貧しくなりしものあるときは、村人ども相かたらひ合せて、ともどもに力を出だし、務めて破産に至らざらしめければ、凶年にも逃亡するものなく、たまたま浮浪などありといへども、公役を務めて常の産ある者に同じ。ある吏人あやしみて「汝等の如きは他村にては公役を奉ぜざる者なるに、村人が労を分たんとて、汝等に推し及ぼすにあらずや」と問ひければ、間人ども同声に答へて「しにはべらず。某等朝夕やすく村中に眠食するは、国家の恩なるをいかで報いずてやはあるべき」といへり。今はむかし享保の末にやありけん。八右衛門・新右衛門といふ二人ありけり。共に病に臥し、

久しく農業を廢していつしか貧乏になりければ、家に伝へたる田畠を公に奉りて、間人とならんとせるを、莊屋某聞きて「二人はふるき家がらの者どもなるに、今に至り産を破らしめんは憫むべきことなり」とて、村人を諭して代る代るその田畠を耕作せしめ、終に間人となることを免れしめけり。其よし国守に聞こえければ、村人等が扶持の労を愛で米四十三俵を各戸に分け賜ひしに、さばかり厚き褒賞をも、あながち榮としも思はざりしとなむ。そはかく互に救ひ合ふなどの事は、みな同保当然の職分なりとして、官の賞賜を反りて怪しく思ひたるなり。斯く世を過ごすままに、宅を撰ふるにも村中相助けて、たとひ余財のあるものとても、梁木三門にあまるをば用いしめず。土産の茶・楮皮・葛粉・蕨粉など、みな村中一同に分ち、租米を献ずるに、たとひ田地に豊耗の別ありといへども、収むる所と合せて輸すゆえに、少しも多寡の偏あることなし。されば稀に間人なきにしもあらざれど、貧当のたがひ、さのみなきことなりとぞ。

※本訳注は、日本学術振興会科学研究費・基盤研究(B)(一般)「泊園書院を中心とする日本漢学の研究とアーカイブ構築」(研究代表者…吾妻重二 課題番号 18H00611)による成果の一部である。